

(別添1)

令和7年度老人保健健康増進等事業

介護現場における文書負担軽減の更なる促進に向けた調査研究

株式会社三菱総合研究所

1. 事業実施目的

本事業では、指定申請等に係る文書負担軽減策の効果検証やローカルルールの実態把握を実施するとともに、老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に係る技術的課題を整理のうえ、対応方針を検討することを目的とした。

2. 事業の概要

①検討委員会の開催

有識者・指定権者・関係団体等から構成される「介護現場における文書負担軽減の更なる促進に向けた調査研究 検討委員会」を計3回開催した。

②介護サービス事業者向け調査の実施

アンケート調査は、介護サービス事業所の指定申請等において生じているローカルルールの実態、及び電子申請届出システムの利用に伴う事務負担の軽減状況等を把握することを目的として実施した。ヒアリング調査は、アンケート調査に回答のあった介護サービス事業者を対象に、より詳細な情報収集を目的として実施した。

③老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化に向けた検討

令和6年度調査研究事業「老人福祉法に基づく申請等のオンライン化に向けた調査研究」の結果を踏まえ、老人福祉法に基づく申請届出の本システム上での入力・提出を実現する上で検討が必要な課題の整理を行った。

④報告書の作成

本調査研究事業の調査内容及び調査結果についてとりまとめ、報告書を作成した。

3. 事業結果の概要

①指定に関する申請届出等におけるローカルルールの実態

アンケート調査において、保管方法では「運営指導時に書面での確認を求められる書類がある」、指定基準の解釈では「管理者の兼務の考え方について」、添付書類では「独自の様式による書類作成を求められる」との回答が、経験したことがあるローカルルールとして、いずれも半数を超えていた。また、運営する事業所数が多いほどローカルルールを経験している割合が高い傾向が見られた。ヒアリング調査では、国によって標準ルールが示された内容（職員数の変更に伴う逐次の変更届出の提出要否、管理者の兼務等）に関してはローカルルールの解消が進んでいる一方で、それ以外のものは自治体間で対応の違いが残っている可能性が示唆された。

②電子申請届出システムの利用状況

システムの利用状況においては、回答が得られた介護事業者の半数以上が利用を開始しており、従業員規模が大きいほど、利用開始時期が早い傾向が見られた。システム利用開始後の申請届出手続における負担については、約4割の事業者がシステムの利用により負担が軽減したと回答していた。業務が効率化されたと感じる点としては、郵送手続や書類準備に係る負担が軽減されたことが挙げられた。システムを利用していない理由としては、「利用開始するための準備事項や手続の流れを理解できていないため」と回答した介護事業者が最も多く、4割弱であった。ヒアリング調査では、電子申請届出システムの利用に伴って便利になった点として、提出方法がオンライン化して来庁・郵送の負担が軽減されたこと、差し戻し対応がシステム上で完結し、やり取りの履歴が残ること、様式や必要書類の確認作業がPC上で完結することが多く挙げられた。

③老人福祉法に基づく申請届出のオンライン化

法令以外の設備及び運営に関する基準と関連する項目も含めた重複の割合について、介護保険法のシステム上の入力項目単位で比較・整理した結果、様式間で共通する入力項目はサービス種別により40～120項目程度存在した。介護保険法上の入力項目単位を分母とすると15～60%程度であったが、老人福祉法の標準様式の項目を分母とすると、共通項目の割合は5割超となる可能性が示された。